

(平成23年4月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 14 日から 36 年 11 月 15 日まで
A社に勤務していた期間が脱退手当金を支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶は無い。申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後各2年間に資格喪失し、かつ脱退手当金の受給要件を満たしている者18名のうち、6か月以内に脱退手当金の支給記録のあるものは4名しか確認できない上、当該事業所は、「当時、事業主による代理請求はしていなかった。」と回答していることから、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の3事業所における被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が当該3事業所における被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月31日から同年8月1日まで
A社を平成3年7月31日に退職した。

その後、町役場で国民年金の資格取得手続きを行ったところ、平成3年8月分から国民年金保険料を納めるようにとの通知が届き、それに従い保険料を納付したにもかかわらず、同年7月が厚生年金保険の被保険者期間になっていないことは納得がいかない。

平成4年1月4日付けで、厚生年金基金連合会から届いた「年金支給義務承継通知」によると、当該事業所に係る基金加入期間は3年8月1日までとされているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金の「加入員台帳」（電子記録）及び申立人が所持する平成4年1月4日付けの厚生年金基金連合会からの「年金支給義務承継通知」により、申立人は、A社に3年7月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B厚生年金基金からの回答によると、申立期間当時の届出用紙が複写式であった可能性がうかがわれるところ、当該基金は、「申立人の加入員資格喪失届によると、当初、喪失日が平成3年7月31日と記載されていたが、備考欄の『7月31日付退職』との事業所の付記に基づき、事業所に確認した上で、後に担当者が喪失日を8月1日に訂正したものと思われる。」と回答して

いる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成3年6月のオンライン記録及び同年7月の厚生年金基金標準給与額の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、オンライン記録の資格喪失日が、雇用保険の離職日の翌日（平成3年7月31日）と一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 5 月 17 日から 31 年 6 月 16 日まで
② 昭和 31 年 6 月 4 日から 33 年 8 月 10 日まで

厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、A社及びB社C工場に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されたことになっていた。

脱退手当金を請求したことも、受け取った記憶も全く無いので、支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年後の昭和 36 年 8 月 24 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②と支給決定日の間にある被保険者期間については同一記号番号で管理されているにもかかわらず、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が脱退手当金を請求するに当たり、3回の被保険者期間のうち、支給日直近の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金の被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付しており、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していたとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額は53万円、申立期間②のうち、平成6年10月は53万円、同年11月から7年3月までの期間の標準報酬月額は59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年11月から6年9月まで
② 平成6年10月から7年3月まで

受給者便にて、A社における平成4年11月から7年3月までの標準報酬月額が、実際とは著しく相違していることを知った。

当時、実際は60万円を超える給料だったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、当該期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、平成6年11月9日付けで、4年11月1日に遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所においては役員2名と従業員5名についても、申立人と同様に、平成6年11月9日付けで、標準報酬月額の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所の元経理課長は、「申立人の給与は高額で、退職するまで一定であった。」と証言している。

また、当該事業所の経理処理を受託していた会計事務所は、「A社では、手形の不渡りを出した平成6年9月以前から経営が逼迫^{ひっ}していた。健康保険料と厚生年金保険料は、合わせて1,000万円を超える滞納があった。」と証言しているとともに、元同僚は、「会社が1回目の不渡りを出した平成6年9月の少し前に、社会保険事務所の職員がやって来て、社長室で会社側と協議していた。

『保険料を払わないで済ませる方法があるとの指導があった。』と、同席した経理担当者から聞いた。」と証言している。

一方、商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間①のうち、平成4年11月1日から5年12月31日までの期間において当該事業所の取締役であったことが確認できるが、当時の複数の関係者（上記の元経理課長及び元営業課長2名含む）が「申立人は取締役であったが、外商部営業の責任者として勤務しており、経理や社会保険事務には一切関与していなかった。」と証言していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していなかったものと考えられる。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、上述の遡及訂正処理（平成6年11月9日付け）直前の、同年10月13日付け定時決定により、それまでの53万円（健康保険の標準報酬月額は62万円）から、9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、上述の元経理課長の証言に加え、雇用保険の記録によると、申立人の当該事業所における離職時賃金日額から算出した離職前6か月間における平均賃金月額は、約63万円となることから、申立人の申立期間②の給与が実際に引き下げられた事情はうかがえず、当該期間において、申立人に対し、従前と同様に約63万円の給与が支給されていたものと推認できる。

また、上述の会計事務所及び元同僚の証言のとおり、当該事業所には、当該定時決定処理が行われた日（平成6年10月13日）前から厚生年金保険料等の滞納があり、事業主と社会保険事務所の間で、滞納保険料の納付方法について協議していた状況がうかがえることから、同年10月13日付けで行われた定時決定処理は、同年11月9日付け標準報酬月額の上記訂正処理と同様に、滞納保険料の減額を目的として、社会保険事務所の関与の下に行われたと考えることが妥当である。

したがって、平成11年10月13日付けで行われた標準報酬月額の上記定時決定処理及び同年11月9日付けで行われた標準報酬月額の上記訂正処理は、いずれも事実上即時のものとは考え難く、申立人について、申立期間①及び②に係る標準報酬月額を9万8,000円とする定時決定処理及び遡及訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額については、申立期間①は53万円、申立期間②のうち、平成6年10月は53万円、同年11月から7年3月までの期間は標準報酬等級の改正により59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、15万円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を15万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①及び②に係る標準報酬月額について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を申立期間①のうち、平成5年7月は17万円、同年8月から同年11月までは18万円、同年12月は17万円、6年1月から同年9月までは18万円、申立期間②のうち、同年10月は18万円、同年11月から7年2月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月から6年9月まで
② 平成6年10月から7年2月まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社における標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低い額で記録されている。

また、平成6年10月からは、標準報酬月額が9万2,000円に減額されているが、実際に給与が引き下げられたことは無い。

さらに、給与支払明細書から分かるように、年金事務所の記録よりも高い厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、15万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日（平成7年3月30日）付けで、6年10月1日まで遡及して9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所においては、事業主を含む従業員 10 人全員についても、申立人と同様に平成 7 年 3 月 30 日付けで、標準報酬月額の変及訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該変及訂正処理を行う合理的理由は無く、申立期間②の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所当初届け出た 15 万円に訂正することが必要である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律においては、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定するとされている。

申立期間①及び②のうち、平成 5 年 7 月、同年 10 月から 6 年 9 月まで、同年 11 月及び 7 年 2 月については、申立人が所持する給与支払明細書により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料額を上回る厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間①及び②のうち、平成 5 年 8 月、同年 9 月、6 年 10 月、同年 12 月及び 7 年 1 月については、申立人は、当該事業所に勤務していた期間において勤務形態の変更は無かったとしているところ、オンライン記録によると、申立人の被保険者期間中の標準報酬月額（上記変及訂正処理前）に増減は確認できない上、上記の給与支払明細書が存在する全ての月において給与から控除されている保険料が同額（1 万 3,050 円）であることから、給与支払明細書が保管されていない当該期間においても、申立人は、給与支払明細書が存在する期間と同額の保険料を給与から控除されていたものと推認できる。

したがって、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、申立人の給与支払明細書で確認又は推認できる報酬額から、平成 5 年 7 月及び同年 12 月は 17 万円、給与支払明細書で確認又は推認できる保険料控除額から、同年 8 月から同年 11 月まで及び 6 年 1 月から同年 10 月までは 18 万円、同年 11 月から 7 年 2 月までは 16 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人の給与支払明細書において確認又は推認できる報酬額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与支払明細書で確認又は推認できる報酬額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 10 月から 49 年 7 月まで
② 昭和 50 年 10 月から 51 年 7 月まで
③ 昭和 52 年 10 月から 53 年 7 月まで
④ 昭和 54 年 10 月から 55 年 2 月まで

A社B工場に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が直前の標準報酬月額に比べて減額されていることは納得がいかない。

また、同社C研究所に勤務していた期間のうち、申立期間②の標準報酬月額が直前の標準報酬月額に比べて減額されていること、及び申立期間③と④の標準報酬月額がそれぞれ直前の標準報酬月額に比べて増額されていないことは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、申立人が所持する昭和 50 年 10 月、51 年 3 月、52 年 10 月、53 年 4 月及び 54 年 12 月の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立人が所持する昭和 48 年分から 54 年分までの源泉徴収票で確認できる社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく健康保険及び厚生年金保険の保険料額、厚生年金基金の掛金額（加算掛金の額を含む。）並びに雇用保険の保険料額を合計した額とおおむね一致している。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間①から④までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から④までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年5月19日から同年7月2日まで
② 昭和20年9月16日から21年3月1日まで
③ 昭和24年1月23日から26年1月1日まで

女学校を卒業し、17歳の時から寮に住み込みで、昭和25年12月末までA社B工場に勤務した。工場閉鎖のために退職させられるまで継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、元同僚からは、申立人のA社B工場における具体的な勤務期間について証言を得ることはできなかった。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同じ（昭和19年10月1日）に資格取得し、同種の業務に従事していたとみられる多数の同僚に、申立期間①及び②とほぼ同時期に被保険者記録の空白期間が確認できるところ、当該空白期間がある元同僚の一人は、「当時は、原料供給の関係で休業する期間があり、会社から、従業員には一斉に休暇が出された。その間はそれぞれ実家に帰ったり、あっせんされた別の事業所で働いたりしていた。」と具体的に証言している。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳で確認できる資格喪失の原因が、昭和20年5月19日は「休止」、同年9月16日は「解雇」と記載されていることから判断して、申立人についても上記多数の同僚と同様に、申立期間①及び②において当該事業所を一時的に離れていた可能性が高いものと考えられる。

加えて、A社B工場は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなってい

る上、当該事業所の事業を一部継承するC社は、申立期間当時の関係資料(人事記録、賃金台帳)の所在が不明であると回答していることから、申立人の、申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

- 2 申立期間③について、申立人は、A社B工場における退職時期及び退職理由の記憶が曖昧であるところ、元同僚からは、申立人の退職時期について具体的な証言を得ることができなかった。

また、当該元同僚は、具体的な時期は分からないとしながらも、申立人が自分の退職した時期(昭和26年12月30日)よりだいぶ前に辞めたと記憶している旨証言している。

さらに、A社B工場は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当該事業所の事業を一部継承するC社は、申立期間当時の関係資料(人事記録、賃金台帳)の所在が不明であると回答していることから、申立人の申立期間③における勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③において、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 944

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 1 月から 16 年 7 月まで

申立期間当時、A社の代表取締役であったが、平成 15 年 1 月から 16 年 7 月までの標準報酬月額は 9 万 8,000 円に減額されている。

確かに当社は厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）の職員から、「滞納保険料の処理方法については任せてほしい。」と言われたが、私には標準報酬月額を遡って引き下げることの説明は無く、一方的に実行されたものであり、納得がいかない。

申立期間の標準報酬月額が訂正前の記録に直るよう申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 15 年 1 月から同年 12 月まで 62 万円、16 年 1 月から同年 7 月まで 44 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 16 年 8 月 31 日）より後の同年 9 月 9 日付けで、15 年 1 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に減額されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿によると、申立人は、申立期間及び当該遡及訂正処理時において、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険事務所の職員から、遡って引き下げることについては、説明を受けたことが無い。」と主張しているものの、滞納処分票によると、当該事業所は、当該遡及訂正処理が行われた当時、厚生年金保険料を滞納しており、滞納保険料の支払いについて、代表取締役である申立人自身が社会保険事務所と協議していた状況が認められる。

さらに、当該遡及訂正処理に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届には、当該事業所の代表者印が押されており、申立人も、当該届出に

代表者印を押したのは自分であったかもしれないと供述していることから判断して、社会保険事務所が、代表取締役であった申立人の同意を得ずに、無断で当該遡及訂正処理を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 15 日から 37 年 1 月 16 日まで
② 昭和 37 年 1 月 16 日から 38 年 4 月 1 日まで

平成 18 年に年金受給の手続で社会保険事務所（当時）へ行った際に、A 社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について、脱退手当金が支給されていることを知った。

当時は脱退手当金の制度自体を知らず、脱退手当金の請求手続をしたことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取消し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人については、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和38年5月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。